

裁判員 少年に死刑

仙台地裁判決 石巻3人殺傷

宮城県石巻市で今年2月に男女3人が殺傷された事件の裁判員裁判で、仙台地裁（鈴木信行裁判長）は25日、殺人罪などに問われた同市の無職少年（19）に求刑通り死刑判決を言い渡した。裁判員裁判での死刑判決は2例目で、少年に対しては初めて。

少年は3人を殺傷したとされる起訴内容を認めており、罪の重大さと少年の更生可能性をどう考慮するかが大きな争点となっていた。

検察側は論告で、少年の犯行を「非人間的で残虐で冷酷極まりない」と厳しく非難。保護観察処分中の犯行だったことから「犯罪性向は根深く、更生は期待できない」との見解を示し、山口県光市の母子殺害事件と比べても「同様あるいはそれ以上に悪質といえる」と主張していた。

これに対して弁護側は最終弁論で、被告が少年である以上、健全育成という少年法の理念に従って判断されるべきだとして、「保護処分が相当だ」と主張した。少年

の不幸な家庭環境が背景にあることや、綿密に計画された犯行ではないことなどを指摘し、死刑は回避されるべきだと訴えていた。

少年は法廷で被害者や遺族に「申し訳なく思っています」と謝罪。弁護側は、幼少時代に少年が不安定な環境で育ったために暴力に肯定的な見方が身についていたとして情状面の理解を求めていた。

起訴状によると、被告の少年は今年2月10日朝、共犯とされる無職少年（18）と同市内にある交際相手の少女（18）の実家に押し入り、少女の姉（当時20）と少女の知人の女子生徒（当時18）を刃渡り約18センチの牛刀で刺して殺害した。さらに、その場にいた長女の知人男性（21）の右胸を刺して大けがをさせたうえ、少女を無理やり車に乗せて連れ去ったとされる。

また、少年は2月4日と5日、東松島市の少女の祖母宅で、少女を鉄の棒などで何度も殴り、火のついたたばこを額に押しつける暴行を加え、けがをさせたという。